

# F I P 制度 F A Q

2023 年 4 月 10 日

電力広域的運営推進機関

再生可能エネルギー・国際部

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2022年5月2日
2.0版	第2章 2.1	・2-1-4「FIP 設備がシステム登録可能となる時期」を追加	2023年4月10日
		・初版 2-2-2「FIP 制度開始に伴う納付金算定方法の変更有無」を削除	
	・2-2-5「FIP 交付金の算定結果通知時期」を追加		
	・2-2-6「FIP 認定設備の供給電力量と FIP 交付金の算定対象となる電力量の違い」を追加		
	・2-2-7「基準価格より市場参照価格が高い場合の FIP 交付金の算定方法」を追加		
	・2-2-8「複数のバイオマス燃料を使用する FIP 設備の交付金算定方法」を追加		
	第2章 2.3	・2-3-2「システム登録可能な銀行口座の数」を追加	
		・2-3-3「FIP 交付金の債権譲渡担保設定に係る広域機関の関わり方」を追加	
		・2-3-4「FIP 交付金の会計上の取扱い」を追加	

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	F I P 制度に関する F A Q について .....	4
第2章	F A Q .....	5
2.1	認定事業者情報登録.....	5
2.2	F I P 交付金の算定.....	8
2.3	F I P 交付金の交付.....	11
2.4	参考資料 .....	12

## 第1章 F I P 制度に関する F A Q について

---

電力広域的運営推進機関（広域機関）では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、FIP 制度の供給促進交付金（FIP 交付金）を再エネ業務統合システム（システム）で管理いたします。

本 FAQ は、FIP 制度の運用に関するご質問と回答をとりまとめたものです。ご一読いただければ幸いです。

## 第2章 F A Q

### 2.1 認定事業者情報登録

2-1-1	<b>FIP 交付金を受領するためにどのような手続きが必要ですか。</b>
<p>FIP 交付金を受領するためには、認定発電設備について、広域機関のシステムにて事業者情報登録を行う必要があります。</p> <p>まずシステムで ID と仮パスワードを発行した後、システムにログインします。事業者情報登録申請の際、事業者情報及び FIP 交付金受取口座の入力や各種書類のアップロードが必要です。申請内容に対して、広域機関で審査を行い、問題無ければ事業者情報登録が完了します。</p> <p>なお、広域機関による審査には一定の時間を要します。</p> <p>手続きの詳細は、広域機関ウェブサイト「再エネ関係の方／FIP 制度／事業者情報新規登録・変更手続き」を確認ください。</p>	
2-1-2	<b>事業者情報登録申請はどこで行えばいいのでしょうか。また、申請に必要な書類はありますか。</b>
<p>広域機関ウェブサイト「再エネ関係の方／FIP 制度／再エネ業務統合システム（ログイン）」で登録申請を行います。</p> <p>事業者情報登録申請に必要な書類として、印鑑証明書、受電地点特定番号が確認できる書面等があり、スキャンデータ等アップロード必要があります。詳細は広域機関ウェブサイト「事業者情報新規登録・変更手続き」をご確認ください。</p>	
2-1-3	<b>事業者情報登録は、いつまでに申請する必要がありますか。</b>
<p>システムの事業者情報（事業者名、設備 ID、受電地点特定番号、銀行口座等）は、FIP 交付金算定の際に参照します。</p> <p>「広域機関ウェブサイト／再エネ関係の方／お知らせ／FIT/FIP 業務運用スケジュール／FIP 交付金業務（FIP 交付金業務 業務運用スケジュール）」の事業者情報登録申請期限までに申請ください。</p> <p>なお、システムの稼働時間は、平日の 9 時～ 21 時です。</p>	

<b>2-1-4</b>	<b>国から認定を受けた FIP 設備について、システムへ事業者情報を登録できるのはいつからですか。</b>										
<p>システム登録が可能になる目安としては、FIP 認定を受けた月の翌月第 2 営業日以降になります。</p> <p>なお、事業者情報登録時にシステムが当該 FIP 設備を認識できない場合は、必要に応じて当該設備の事業計画認定情報の状態を管轄経済産業局にご確認いただきつつ、月初にあらためて当該 FIP 設備に対する事業者情報登録を申請ください。</p> <p>広域機関のシステムでは、毎月初旬に資源エネルギー庁の事業計画認定情報を取込み、FIP 設備（及び廃棄等費用の積立対象となる FIT 設備）のデータベースを更新します。そのため、直近に認定された FIP 設備について、次回のデータベース更新まで事業者情報登録時に認識できない場合があります。</p> <p>〈例〉 N 月 10 日に FIP 認定を受けた場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">N 月 10 日</td> <td>地方経済産業局が資源エネルギー庁の事業計画認定情報に FIP 設備として登録</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N 月最終営業日</td> <td>広域機関が事業計画認定情報を事業計画認定情報から取得</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N+1 月 第 1 営業日</td> <td>広域機関が事業計画認定情報をシステムへ取込み</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N+1 月 第 2 営業日</td> <td>認定事業者がシステムへ当該 FIP 設備を登録可能</td> </tr> </tbody> </table>		時 期	内 容	N 月 10 日	地方経済産業局が資源エネルギー庁の事業計画認定情報に FIP 設備として登録	N 月最終営業日	広域機関が事業計画認定情報を事業計画認定情報から取得	N+1 月 第 1 営業日	広域機関が事業計画認定情報をシステムへ取込み	N+1 月 第 2 営業日	認定事業者がシステムへ当該 FIP 設備を登録可能
時 期	内 容										
N 月 10 日	地方経済産業局が資源エネルギー庁の事業計画認定情報に FIP 設備として登録										
N 月最終営業日	広域機関が事業計画認定情報を事業計画認定情報から取得										
N+1 月 第 1 営業日	広域機関が事業計画認定情報をシステムへ取込み										
N+1 月 第 2 営業日	認定事業者がシステムへ当該 FIP 設備を登録可能										

<b>2-1-5</b>	<b>FIP 認定設備に対して、当該設備の認定事業者以外の名義でシステムに事業者情報登録を行うことはできますか。</b>
<p>FIP 認定設備に対する事業者情報は、当該設備の認定事業者のみシステムへ登録可能です。事業者情報登録申請の審査の際に、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー電子申請と照会して確認します。</p>	

<b>2-1-6</b>	<b>FIT 設備を FIP 設備へ変更する際には、どのような手続きが必要になりますか。</b>
<p>FIP 設備への変更認定を受けた後、システムに以下のとおり登録する必要があります。</p> <p>なお、いずれの場合も広域機関が登録申請の内容を審査いたしますので、一定の時間を要します。ご了承ください。</p> <p>① 事業者情報登録が完了している場合</p> <p>設備情報の変更登録（FIP 設備としての新しい設備 ID と受電地点特定番号を入力し、受電地点特定番号が分かる書面のアップロード）を行ってください。</p> <p>なお、事業者情報登録は行っているものの、今回対象の設備の登録を行っていない場合は、追加（新規）登録を行ってください。</p> <p>② 事業者情報登録が完了していない場合</p> <p>新規事業者として事業者情報登録の手続きを行ってください。</p>	

## 2.2 FIP 交付金の算定

<b>2-2-1</b>	<b>FIP 設備の電気を買取る小売電気事業者において、認定事業者の FIP 交付金受領にあたり、必要な手続き等がありますか。</b>
<p>FIP 交付金は広域機関から FIP 認定事業者に対し直接交付するため、小売電気事業者に必要な手続きはありません。</p>	

<b>2-2-2</b>	<b>FIP 交付金の受領にあたり、認定事業者からの申請等が必要ですか。</b>
<p>FIP 交付金については、基本的には認定事業者からの申請は不要です。                  認定事業者は、広域機関のシステムで算定した FIP 交付金額（交付額及び算定根拠）の通知を受け、内容を確認ください。                  但し、以下の例外があります。</p> <p>① 一つの受電地点特定番号に FIP 認定設備を含む複数の発電設備が紐づいている場合                  発電設備毎に 30 分コマの電力量データを所定の書式で広域機関にご連絡いただく必要があります。書式は以下の場所に掲載しております。                  広域機関ウェブサイト／再エネ関係の方／各種資料／事業者向けマニュアル／認定事業者供給電力量申請フォーマット(設備・30 分コマ)</p> <p>② 複数のバイオマス燃料を使用している場合                  燃料区分毎のバイオマス比率をシステムに登録いただく必要があります。入力方法等は「広域機関ウェブサイト／再エネ関係の方／各種資料／事業者向けマニュアル／事業者向け業務マニュアル(FIP・廃棄等費用積立金)」をご確認ください。</p>	

<b>2-2-3</b>	<b>FIP 認定設備の電気を「一時調達契約」で供給する場合、認定事業者から広域機関にはどのような手続きが必要ですか。</b>
<p>一時調達契約に基づく FIP 認定設備からの電気の供給については、認定事業者から広域機関への手続きは不要です。この場合、基本的に FIT 制度と同様の買取方法のもと、一般送配電事業者が買取代金をお支払いします。詳細は、一時調達契約を締結する一般送配電事業者にご確認ください。</p>	

<b>2-2-4</b>	<b>FIP 交付金の交付スケジュールをご教示ください。</b>
<p>N 月供給分の、FIP 認定設備により発電した再生可能エネルギー電気に対する、FIP 交付金交付スケジュールは以下のとおりです。</p> <p>① N+2 か月中旬：供給電気量を確認</p> <p>② N+2 か月下旬：FIP 交付金算定、算定結果を各認定事業者へ通知</p> <p>③ N+3 か月上旬：FIP 交付金を交付</p> <p>具体的な交付日は、「広域機関ウェブサイト／再エネ関係の方／お知らせ／FIT/FIP 業務運用スケジュール／FIP 交付金業務（FIP 交付金業務 業務運用スケジュール）」をご確認ください。</p>	

<b>2-2-5</b>	<b>電力供給を開始した FIP 設備の交付金算定結果通知はいつ届きますか。</b>
<p>FIP 交付金は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく検針日によって決まる電力の供給期間毎に算定・通知します。目安としては、検針日の翌月末または翌々月末頃となります。</p> <p>なお、検針方法（一日検針、分散検針）によっても異なることから、検針日と FIP 交付金の算定スケジュールの関係については、「広域機関ウェブサイト／再エネ関係の方／お知らせ／FIT/FIP 業務運用スケジュール／FIP 交付金業務（FIP 交付金業務 業務運用スケジュール）」をご確認ください。</p>	

<b>2-2-6</b>	<b>FIP 交付金の算定結果として、当該設備の供給電力量が FIP 交付金の算定対象となる電力量と異なる場合がありますか。</b>
<p>再エネ特措法施行規則第三条の三 第一項第一号のもと、FIP 交付金の算定対象となる供給電力量は、対象期間の FIP 設備の供給電力量の合計から、当該設備が設置された供給エリアのエリアプライスが 0.01 円/kWh となる 30 分コマの供給電力量を除いた供給電力量*です。</p> <p>上記の規定により、当該設備の供給電力量の一部が FIP 交付金の対象外となっているケースが考えられます。</p> <p>*出力制御が発生するような時間帯においてプレミアムを交付することは、制度趣旨に沿わず適当ではないという考えのもとプレミアムの対象から除外されたもの</p>	

<b>2-2-7</b>	<b>FIP 交付金の算定結果として、市場参照価格が基準価格を上回っているにもかかわらず、FIP 交付金が交付される場合がありますか。</b>
<p>再エネ特措法施行規則第三条の五 第一項末尾但し書きのもと、市場参照価格(「前年度年間平均市場価格 + (当年度月間平均市場価格 - 前年度月間平均市場価格)」+「非化石価値相当額」) が基準価格を上回る場合、市場参照価格を基準価格と同額に補正します。このため、上記規程により、バランシングコスト相当額が交付されるケースが考えられます。</p> <p>算定イメージは以下のとおりです。</p> <p>〈前提〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準価格 = 15 円</li> <li>・ 前年度年間平均市場価格 + (当年度月間平均市場価格 - 前年度月間平均市場価格) = 20 円</li> <li>・ 非化石価値相当額 = 0.6 円</li> <li>・ バランシングコスト = 1 円</li> </ul> <p>〈算定〉</p> $\begin{aligned} \text{FIP 交付金単価(プレミアム調整前)} &= 15 \text{ 円} - \{ (20 \text{ 円} + 0.6 \text{ 円}) - 1 \text{ 円} \} \\ &\qquad\qquad\qquad \downarrow 15 \text{ 円に補正} \\ &= 15 \text{ 円} - ( \underline{15 \text{ 円}} - 1 \text{ 円} ) \\ &= 1 \text{ 円} \end{aligned}$	

<b>2-2-8</b>	<b>複数のバイオマス燃料を使用する FIP 設備の交付金算定方法をご教示ください。</b>
<p>複数のバイオマス燃料を使用する FIP 設備の場合、燃料区分毎に交付金を算定します。算定方法の概要は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① FIP 認定事業者からシステムへ登録いただくバイオマス比率と認定設備の供給電力量を乗じ、燃料区分毎の供給電力量を算定する。</li> <li>② 燃料区分毎に設定された基準価格から参照価格等を差し引き、FIP 交付金単価を計算する。(当該額が零を下回る場合には、零とする)</li> <li>③ 燃料区分毎の供給電力量と FIP 交付金単価を乗じ、燃料区分毎の FIP 交付金を算定する。</li> <li>④ 燃料区分毎の FIP 交付金を合計する。</li> </ol> <p>詳細は資源エネルギー庁が公開している各種資料、再エネ特措法、同法施行規則等をご確認ください。</p>	

## 2.3 F I P 交付金の交付

<b>2-3-1</b>	<b>FIP 交付金の支払通知書は、広域機関から認定事業者に郵送されますか。</b>
<p>FIP 制度においては、支払通知書の郵送はいたしません。FIP 交付金の算定後、認定事業者はその旨を電子メールで通知しますので、システム上で FIP 交付金の算定結果等を確認ください。</p>	

<b>2-3-2</b>	<b>FIP 交付金の振込先銀行口座を複数登録することは可能ですか。</b>
<p>FIP 認定事業者 1 社に対し、認定設備の保有数によらず、システムに登録できる銀行口座は 1 つです。</p>	

<b>2-3-3</b>	<b>FIP 交付金に債権譲渡担保を設定する際に、広域機関への手続きは必要ですか。また、第三者対抗要件具備のために広域機関への承諾や通知のやり取りは可能ですか。</b>
<p>債権譲渡は FIP 認定事業者を主体とした個別の取り決めであり、広域機関への手続き等は不要です。併せて、当該債権の取扱い内容に対して広域機関より承諾可否について判断する立場を取りかねるため、債権譲渡担保に関する承諾書への回答はいたしません。</p> <p>ただし、当該趣旨の通知（譲渡の当事者間で確定日付を参照されるもの）は受け付けます。</p>	

<b>2-3-4</b>	<b>FIP 交付金は会計上どのように取扱うべきですか。</b>
<p>会計上の勘定科目の区分は、FIP 交付金に限らず各社の管理方針により異なる場合があるため、貴社の会計監査部門にて取扱いをご判断ください。</p> <p>なお、過去に国の審議会で FIP 交付金は不課税と整理されております。</p> <p>・資源エネルギー庁 令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見 より  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20210127_1.pdf#page=12">https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20210127_1.pdf#page=12</a></p>	

## 2.4 参考資料

### ① F I P 制度について

(令和 3 年 9 月 17 日 資源エネルギー庁)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/fip\\_2020/fip\\_document02.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_document02.pdf)